

天正末期毛利氏の領国支配の進展と家臣団の構成

——「八箇国御時代分限帳」の分析を中心にして——

利 岡 俊 昭

【要約】 小稿は、天正末期の毛利氏の領国支配の進展状況と、家臣団の構成・活用の実態を、「八箇国御時代分限帳」の分析を通して明らかにしようとしたものである。大名領主権確立の方向が、領国内の中世的な夾雑権力を排除して、領国の一元化を目指していたことはいうまでもない。そのためには、在地性の極めて強い上級家臣団の知行形態が、安堵知行から宛行知行へと変質し、新恩給知による分散的な入組支配に変わって、漸次その特権が否定されていく過程が究明されねばならない。この過程で旧族土豪の在地性が否定されて、領国一元に大名領主権が滲透していくのであるが、毛利氏の領国化の傾向は、安芸・備後、周防・長門、石見・出雲・隠岐、伯耆、備中の順を以て進み、天正一六年以降に領国全域にわたって実施された惣国検地の結果に基づいて、天正一九年三月に豊臣氏より八か国一二万石を安堵され、最終的に領国の境界が確定するにおよんで略々成立した。

史林 四九巻六号 一九六六年一月

はじめに

大名領主権確立の方向が、領国内の中世的な夾雑権力を排除して領国の一元支配を目指していたことはいうまでもない。そのためには、在地性の極めて強い土豪系譜をもつ上級家臣団が、本

領安堵形式を主体とする知行形態を漸次否定されて安堵知行から宛行知行へと変質し、新恩給知による分散的な入組支配へと給与形態の変質を余儀なくされて中間勢力が排除されていく過程が究明されなければならない。その意味では、家臣団の知行形態が安堵知行から宛行知行へと変質していく過程について検討すること

は、大名領主権の進展状況をみていく上で一つの指標になり得よう。この過程で、旧族士豪の在地性が否定され、領国一円に大名領主権が浸透していくのであるが、毛利氏の場合にはどのように進められていったのであろうか。

毛利氏の領主権が強化され、その権力が領国一円に浸透していくようになるのは、天正五〜一〇年の中国役の結果東進政策が阻止され、一三年に秀吉との間に領国協定が成立し、以後豊臣政権下に入って領国支配に専念するようになり、その支配体制が領国拡張策に伴う軍事的支配から政治的支配に転換を余儀なくされてからのことである。

毛利氏の領国化の傾向は、安芸・備後、周防・長門、石見・出雲・隠岐、伯耆、備中の順を以て進み、天正一六年以降領国全域にわたって実施された惣国検地の結果に基づいて、天正一九年に豊臣氏より八箇国一〜二万石の所領が安堵され、最終的に領国の境界が確定するにおよんで略々成立した。

戦国期の毛利氏については、古くから先学のすぐれた研究成果が発表されており、さらに戦後になって河合正治・後藤陽一・松岡久人・村田修三・藤木久志氏などによって一層推し進められてきたが、天正末期以降の近世大名化の過程については二・三の論文がみられるのみで、まだ十分な成果をあげるに至っていない。

そこで小稿ではこれらの成果に導かれつつ、「八箇国御時代分限帳」^⑧を分析の素材として、天正末期の家臣団の構成・活用と領国支配政策の関係を知行制の面から検討していくことにする。

① 渡辺世祐編『毛利元就卿伝』上、瀬川秀雄『毛利元就』、『吉川元春』、及川儀右衛門『毛利元就』、川上多助『小早川隆景』、野村晋城『毛利輝元の広島築城』、『歴史地理』七三の五）など。その他に稿本ではあるが、三卿伝編纂所の毛利元就・隆元・輝元、吉川元春・元長、小早川隆景の伝記及び関係史料が山口県文書館に保存されている。

② 「戦国大名としての毛利氏の性格」『史学研究』五四、「城下町成立の問題―広島を中心として―」『大名領国と城下町』、『毛利氏の広島湾島進出』、『広島築城と城下町の成立』、『新修広島市史』第二巻、『安国寺恵瓊』。

③ 「封建権力と村落構成」『封建領主制の確立―太閤検地をめぐる諸問題―』。

④ 「戦国期大内・毛利両氏の知行制の進展」『史学研究』八二。

⑤ 「戦国大名毛利氏の権力構造」『日本史研究』七三。

⑥ 「大名領国の経済構造」『日本経済史大系』二。

⑦ 森田良吉・萩藩財政成立過程の諸問題」『山口県地方史研究』一〇、拙稿「毛利氏の領国支配と兵農分離の進展状況について」『山口県地方史研究』八、「長州藩に於ける近世大名領の成立―藩権力の強化と家臣団統制の問題を中心にして―」『地方史研究』六八・六九。

⑧ 山口県文書館蔵「毛利家文庫」九冊。なお、成立事情および構成内容についての検討は後述。

毛利氏の中国統一の過程については、凡そ次の四段階に分けることができる。即ち、

(1) 元就が宗家を相続した大永三年から天文二三年までの安芸・備後兩國を統一した段階

(2) 弘治元々三年の周防・長門兩國の統一を完了した段階

(3) 弘治三々永祿九年までの石見・出雲統一の段階

(4) 元龜々天正年間にかけての備中・備前などの山陽路及び伯耆・但馬の山陰方面を領国化した段階

さらに、一時は筑前・豊前・讃岐・伊予と九州・四国の一部に

まで勢力を伸ばしていくが、これらの諸地域には厳密な意味での領国支配が成立したとは言いがたい。その後天正五々一〇年の中国役の結果、毛利氏の東進政策は秀吉によって阻止され、一三年に秀吉との間に領国協定が成立し、以後領内整備に力を注ぐようになってくる。その結果、一五年に領域が略々確定し、一九年に至って安芸・備後、周防・長門、石見・出雲・隠岐の七か国および備中国・伯耆三郡の八か国一二万石に最終的な決定をみる。

毛利氏の勢力圏の拡大と領国統一の過程で最も留意されたのが家臣団の編成・強化の問題であった。

既に豊元々興元時代から庶家の家臣化と譜代直臣団の形成が進み、元就の時代になって内部の結束を固めて芸備統一事業という外部への侵攻が開始されたのである。外部への進出が開始されると、服属させた近隣の諸豪族を如何に掌握し、自己の家臣団に編成していくかという問題が新たに生じてくる。

毛利氏の家臣団編成の過程については、既に河合氏が指摘されたように、その創出形態によって、庶家・譜代・国衆・外様の四つに分けることができる。この特徴を要約すると、

(1) 毛利氏が戦国大名化する以前から服属し、まとまりをみせていたのは庶家・譜代であり、国衆は戦国大名化していく過程で、外様は戦国大名化してから服属させ、家臣団として編成したものである。

(2) このうち、庶家は元就時代には殆んど衰退して譜代化してしまい、この時点で注目されるのは福原氏のみであり、その福原氏も譜代的性格を濃くしていることからみて、庶家としての分類は形骸化してしまい、元就時代に創出された一族が入門としてこれに代った。

(3) 家臣団としての把握に成功したのは譜代および外様家臣団であった。

(4) 国衆の掌握は不充分であり、統制に苦慮して妥協する面が多

く、その解決は防長移封後にまでもちこされた。

などの諸点であろう。さらに換言すると、(1)毛利氏の家臣団編成の第一期は元就の宗家相続から天文一九年七月の井上元兼一族誅伐事件^⑦にいたる時期であり、この事件を契機として主君の家臣に対する絶対権が確立し、同時に譜代・国衆の結束が固まって、以後の外部への侵攻を可能にしたこと、(2)第二期は弘治元年以降の大内・尼子系家臣の掌握であり、これは順調に進んだこと、の二点であろう。

従って、譜代家臣の把握の成功と強化によって中核家臣団を形成し、それによって国衆・外様などの新らたに服属した家臣を牽制し、その離叛を防ぐと共に、彼らの勢力を殺いでいくという方針をとったのである。この譜代家臣団編成の成功が、軍事的側面から毛利氏の戦国大名化を必然たらしめ、延いては近世大名への昇化を可能にしたのである。

以上、毛利氏の家臣団の編成過程について概観してきたが、次に具体的にその構成状況についてみていこう。

- ① 毛利家文書八五九～八六二・九五五・九八〇～九八一、小早川家文書二七六・二七八・四三二。なお、中国役後の領国確定の交渉過程については、河合正治「安国寺惠瓊」に詳しい。
- ② 毛利家文書九五六・九五七。
- ③ 河合正治「戦国大名としての毛利氏の性格」（『史学研究』五四）。

- ④ 芸備統一事業と周辺豪族の服属化の問題については、渡辺世祐・瀬川秀雄・及川儀右衛門前掲書参照。

- ⑤ 「戦国大名としての毛利氏の性格」（『史学研究』五四）。河合氏の分類方法には基本的には賛成するが、国衆・外様の取り扱いについて具体的な分類方法に不明な点があるので、次節以下の分類に次のような操作をおこなった。

(1) 国衆を芸備両国の土のみにとどめず、毛利氏の支配が比較的及ばなかった備中・伯耆の有力豪族も国衆の中に加えた。

(2) 大内・尼子系家臣で毛利氏に服属したものを全て外様に分類せず、その服属形態によって操作をおこない、石見の益田・吉見、出雲の三沢氏など国衆の性格の強いものは国衆に分類した。

- ⑥ 国衆の家臣化は大永五年の天野氏に始まり、天文二年の山内氏をもって略々完了した。外様の家臣化は弘治元～三年の大内系家臣に始まり、永禄～元龜年間にかけて進展していった。

- ⑦ 毛利家文書三九八～四〇一・五七六・一四〇七。なお、井上事件については、渡辺世祐・瀬川秀雄前掲書に詳しい。

二

具体的な考察に入る前に、まず分析の素材とする「八箇国御時代分限帳」（以下「分限帳」と略す）の成立事情や記載内容について検討し、その史料の性格に触れておきたい。

〔1〕「分限帳」の成立事情

奥書に「僕祖下総前司（山田元宗）引用者註、曾忝八州之当路、于皆私譜土地詳、其公入采邑、及寺祠散使一々歴記、以穀撃人、

以人繫郡、以郡繫國、以成八國伝于家、頃有命哀之成帳簿、
：(中略)……貞享二年乙丑三月日 初成以上之。山田五左衛門尉(山田重信—引用者註)とあるように、山田五左衛門尉重信が藩命によって同家に伝わる八か国の絵図を帳簿に編成し直し、貞享二年に藩府に提出したものである。内容年代は記載人名や現存する諸家の知行目録^③からみて、天正一九一文禄元年のものと考えられる。恐らく「絵図」の天正一六一一九年の惣国検地直後の記載に基づいて整理し直したものであろう。

Ⅱ 記載内容

「分限帳」の編成は、「公以公類、氏以氏類、寺祠散使各以寺祠散使類皆録」の方針で貫かれ、全九冊よりなる。各冊の構成は、(一)蔵入以下一門および家臣二八八、(二)家臣三三七、(三)家臣三〇五、(四)家臣三五六、(五)家臣四〇二、(六)家臣四三八、能・連歌・茶道師などのお伽衆三〇、側室以下女房衆三三(合計五〇五)、(七)寺院三四八、(八)神社三六一、(九)散使一一八、公文番匠七九、大工二一、鍛冶一七、小者六五、中間八八三、下分(船頭・水夫・肝煎・目代など)三三三の地方関係その他一五二六、合計四四一四からなっており、それを「以穀繫人、以人繫郡、以郡繫國」ぐという基準で知行高・知行主名・国名・郡名(二か所以上にわたる場合は総知行高・知行主名、内訳知行高・国

名・郡名)の順に記載している。記載総高は「分限帳」によると、総合計八一万一四四九石となっているが、「分限帳」記載の実際は七六万石しかない。「八箇国御配地絵図」(以下「絵図」と略す)との詳細な比較を行っていないので断定はできないが、「絵図」に比べて若干の脱漏が認められること、「絵図」記載の三様式のうち朱書を中心に一本に整理し直した時に脱漏がおきたためのものであろう。しかし乍ら、大体において「絵図」の記載を正確に復元していること、現存する諸家の知行目録に内容がほぼ一致することから考えて、その史料価値は極めて高いものと言えよう。また、天正一九年の「秀吉朱印知行目録」^⑧の一二万石に比べると石高に相当の開きがみられるが、この開きは「絵図」自体の記載の不備や脱漏にもよるが、根本的な原因は知行目録の生産高表示に対して、「分限帳」が旧来の貫高制を克服しきれないままに石高制に移行したために、貫高を単に石高に置き換えたにすぎない分米高表示による記載を中心にしたために起ったものである。つまり、「分限帳」自体の中に分米高表示と生産高表示による記載との異質のものを同一面を取り扱うという混乱がみられたのである。

「分限帳」は以上のような性格と史料的制約をもつが、この制約を考慮しつつ具体的に分析を進めていきたい。

- ① 山田元宗作成の「八図」については明らかでないが、「分限帳」の記載内容や奥書から判断して、現在山口県文書館に伝わる「八箇国御配地絵図」（毛利家文庫）がその原図か同系統の写本と思われる。「絵図」は国毎に作成され、安芸・備後・周防・長門・石見・出雲・隠岐・伯耆・備中の九枚からなる。各国毎に粗図の中に郡境を入れ、各郡毎に公領以下の知行高・知行主名を記入しているが、この記入に(1)墨書、(2)墨書を訂正した朱書、(3)朱書をさらに訂正した墨書の三段階の操作が加えられている。これは恐らく各段階毎の異動状況を適宜加筆していったものである。三段階の時代推定は(1)天正一九年以前、(2)天正一九〜文禄三年(3)慶長元〜五年と推定される。「分限帳」は「絵図」の何れの段階とも一致せぬものもあるが、大体において(2)に最も近い（異動のないものは(1)）ことからみて、(2)を基準にして知行主単位に整理し直したものと思われる。
- ② 村田修三氏は前掲論文において、「分限帳」を近世の写本で作成年代を惣国検地直後と推定されたが、以上のことから「分限帳」の成立が貞享二年、内容年代が惣国検地直後のものであることが明らかにされよう。
- ③ 三浦家文書一二、山内首藤家文書三三、多賀家文書（早大荻野研究室蔵）、中川（赤穴）家文書、益田家譜録、その他譜録、関閑録、一門系譜などに同様の事例が広汎に見受けられる。
- ④ お伽衆・女房衆は厳密に言えば諸士の中に分類すべきであるが、夾雑権力とは考えられないので、家臣団の分析の対象から外して別に集計した。
- ⑤ 原則として一寺院を一として計算したが、別院・堂庵などが別に記載されている場合には夫々に分けて計算した。そのため実際の寺院数よりも少し多くなった。
- ⑥ 寺院同様の操作を行なったが、厳島社の如く「厳島領・座主領・棚守領・厳島道場棚守・地御敷分棚守領・棚守左近」など別筆記載でも同一系統の明らかなものもあるが、関係の不明なものもあるので全体を統一するため別々に集計した。なお、神社の記載の中に長門美福郡の赤郷・河原・青景、阿武郡蔵目喜の銀山領が含まれているが、記載の順序に従って神社の中に加えた。
- ⑦ 原則として一筆を一とするが、「散使兩人給、中間五十人分、水夫百人分」などと明記してある場合には夫々に分解して集計した。
- ⑧ 毛利家文書九五・九五七。
例えば、天正一五年に毛利水軍の統率者村上武吉に対して長門大津郡および周防の所々にて一万石を与えたという記録（『毛利氏四代実録考証論断』）があるが、「絵図」には大津郡向津具周辺の三八〇〇余石の記録しかみられず、村上氏一族の全知行地を合計しても六一七四石しか記載されていないこと。
- ⑨ 石高制への移行は天正一六年より行なわれた惣国検地の過程である（藩制史料研究会テキスト「検地関係史料」、山口県文書館編「防長風土注進案」三田尻宰判下）が、これが完全に実施されていなかったことは、いわゆる「石貫銀」の制度を残したことからも明らかにされる。石高制の統一的な把握が行なわれたのは慶長三〜五年の兼重・蔵田検地の段階からである。つまり、この段階で始めて太閤検地の方針が毛利氏の領国内に貫徹することができたのである。
- ⑩ 山内首藤家文書三〇四・三三一、平賀家文書一二七・二四七、益田家譜録、「防長風土注進案」三田尻宰判下、同研究要覧七一頁「石貫銀」・一一四〜一五頁「天正検地」。
「分限帳」の記載内容が分米高表示を中心にしたものであることは以上の史料からも明らかにされるが、例えば防長両国の場合についてみると、「分限帳」の記載高二三万石が慶長五年の貢租高二万石には近いことから推定される。近世に入ってから「石貫銀」制度

が天正検地に由来するものこの理由によるものであり、まだ天正検地段階では石高制の完全掌握が行なわれていなかったのである。このような分米高表示を根拠にしていたからこそ、毛利氏の防長移封後の慶長一三〇一五年に行なわれた惣国検地たる三井・蔵田検地の二九万八四八〇石から五三万九二八七石への高石打出が、苛酷なものであり乍らも実施できたのである（慶長検地については別に発表の予定）。

三

第1表は「分限帳」の記載内容について、輝元の蔵入地を除いた内訳を示したものであるが、本項ではそのうちの家臣団についてのみ検討していくことにする。

第2表は家臣二一五人を知行高によって階層別に示したものである。この表で注目される点は、一〇〇石以下が全体の七一・八%を占め、さらに五〇〇石以下ともなると実に全体の九三%にも及んでいることである。

次に階層別にその構成状況について具体的に検討してみよう。

第 1 表

人 数 知行高	(1)家 臣	(2)お伽衆	(3)女房衆	(4)寺 院	(5)神 社	(6)地 方 係 関	合 計
15,000石以上	7						7
10,000～14,999	5						5
9,000～ 9,999	0						0
8,000～ 8,999	0						0
7,000～ 7,999	3						3
6,000～ 6,999	5						5
5,000～ 5,999	3						3
4,000～ 4,999	3						3
3,000～ 3,999	4			1			5
2,500～ 2,999	3						3
2,000～ 2,499	4						4
1,500～ 1,999	9						9
1,000～ 1,499	36		3	4	3		46
900～ 999	9			1	0		10
800～ 899	9		1	0	1		11
700～ 799	10			1	0		11
600～ 699	12			1	1		14
500～ 599	25			2	1		28
400～ 499	33			0	4		37
300～ 399	38	1	3	7	5		54
200～ 299	128	2	5	7	6		148
100～ 199	250	4	6	24	12		296
50～ 99	274	5	6	35	17	1	338
30～ 49	267	3	2	25	21	20	338
29石以下	978	15	7	240	290	1,505	3,035
合 計	2,115	30	33	348	361	1,526	4,413

第 2 表

知行高	人数	比率
10,000石以上	12	0.6%
5,000～9,999	11	0.5
1,000～4,999	59	2.8
500～ 999	65	3.1
100～ 499	449	21.2
100石以下	1,519	71.8
合 計	2,115	100%

繁沢姓を称していたのであるが、吉川元春二男であることから

（吉川）とした——を示す。宍戸氏は国衆ではあるが、元就時代から親戚関係により一門待遇となっていたのでこれを対立権力と

考えることはでき
ない。吉見氏

は石州津和野を

本拠にして吉賀

郡および長門阿

武郡一帯に勢力

をもっていた豪

族であり、弘治

三年盟約的關係

第 3 表

給 人 名	知行高	系譜
小早川隆景	48,079石	一族
早川広家	36,565	一族
吉川元清	13,759	一族
(毛利)元政	15,489	一族
(毛利)元康	23,829	一族
(毛利)元氏	10,372	一族
(吉川)元統	25,124	国衆
宍戸元兵衛	15,451	国衆
吉見兵庫	16,689	外様
三浦賀領	14,251	国衆
平田又兵衛	12,502	国衆
益沢撰津	10,000	国衆

第3表は一万石以上の者一二

人について系譜別に記したもので

であるが、構成比率は一族六、

国衆五、外様一の割合となる。

記載の順序は知行高によらず、

「分限帳」の筆並によった。表

中の一族につけた（ ）は系統

——例えば、元氏はこの時には

により服属し厚遇されたもので、完全な服属とは言えない。三浦

氏は輝元の寵臣神田元忠が周防の名家三浦家を相続し一時的に高

禄をとったもので、外様とは言え譜代的な性格が強い。平賀氏は

安芸賀茂郡・豊田郡一帯に勢力をもっていた豪族で、天文二〇年

に毛利氏に降ったものであるが、平賀家中に毛利氏の大名権力が

介入できるようになったとは言え、中世以来続いた勢力と伝統を

無視できずかく厚遇したものである。益田氏は石見益田周辺に勢

力を振るった豪族であるが、弘治三年毛利氏の防長経略後に佐世

氏を通じて服属してのち、吉見氏牽制のために厚遇されたもので

あるから、他の国衆のように対立権力と考えることはできない。

三沢氏は出雲の豪族で尼子氏に属していたが、尼子氏滅亡後の永

禄年中に毛利氏に服したものである。毛利・尼子氏の抗争の中で

両氏の間を叛服して常ならず、しかも出雲地方に隠然たる勢力を

もっていたために充分に掌握できず、このように厚遇したもので

あろう。③なお、三沢氏の本領地は出雲であったが、この段階では

本領地を収公して長門厚狭郡に強制移動させ、その在地性を否定

して権力に圧力を加えようとしていることは注目されてよい。

以上の分析から、重臣層の七五％（九人）が一族ないしはそれ

に準ずる者によって占められていたことが明らかにされよう。

第4表は五〇〇〇～一万石層の一人について示したもので、

第 4 表

給 人 名	知行高	系譜
包 都 門 衛 領 郎 衛 前 門 部	5,040	一族
秀 兵 右 衛 門 四 郎 衛 領 郎 衛 前 門 部	7,438	譜代
川 田 五 郎 輔 兵 衛 領 郎 衛 前 門 部	7,141	國衆
早 野 少 孫 兵 衛 領 郎 衛 前 門 部	6,747	國衆
小 堅 山 相 三 浅 穴 熊 内 福	6,591	外様
	6,102	國衆
	6,071	國衆
	6,175	外様
	7,590	國衆
	5,411	譜代
	5,631	譜代

この階層で國衆の占める比率は四五%にものぼる。堅田氏は譜代家臣栗屋氏より分れたもので、小早川氏との関係によって重用された。天野・山内・三吉・熊谷氏は毛利氏の莖備統

一過程で盟約的に降ったものであり、夫々厚遇されて高禄を与えられた。内藤・福原氏は有力譜代家臣でその信任も極めて厚かった。相杜氏は大内氏の旧臣で周防玖珂郡周辺に勢力をもっていた名族であり、毛利氏と血縁関係をもつことによって優遇された。浅口氏は備中守護細川氏の後裔にして浅口郡周辺に勢力をもっていた豪族で、天正年間に毛利氏に属し、在地名によって浅口氏を名乗った。のち、関ヶ原役後の毛利氏の防長移封に従い、支藩長府藩の家老として入る。浅口郡が宇喜多氏との係争地点であり、しかも浅口氏の服属形態からみて、毛利氏の支配権が弱く國衆の勢力の強かった地点と考えられる。宍道氏は尼子氏の旧臣で永禄年中に服し、のち出雲の本領を収公されて長門阿武郡に転出させ

第 5 表

系 譜	知行高	譜代	國衆	外様	新参	合計
	4,000~4,999	1	1	1	0	3
	3,000~3,999	0	3	1	0	4
	2,000~2,999	3	2	2	0	7
	1,000~1,999	19	11	13	2	45
合 計		23	17	17	2	59

られ、在地性を完全に否定された。宍道氏は外様家臣の中でも佐世氏と共に譜代的性格の最も強い家臣の一人であり、早くから重用された。

この段階においては、まだ全領域に亘る強力な政治支配を行ない得るまでに領主権が領国一円に滲透しておらず、また地域によっては軍事的支配の段階にとどまっていたのであるから、このように一部の在地性の強い有力國衆が優遇されているのも止むを得ない措置であったと言えよう。また、それは豊臣氏との間に行なわれていた領国協定交渉が最終的に確定して間もない時期であつ

たため、出雲・伯耆・備中などの遠国地域の國衆層に動揺がみられ、完全な領国支配を実現できなかったことにも原因していると言えよう。

第5表は一〇〇〇〜五〇〇〇石層の家臣五九人について細分した内訳を示したものである。四〇〇〇石以上の者は口羽・阿曾沼・佐波の三名で、この層の五・一%を占める。口羽氏は毛利氏の庶家坂氏の庶流であり、阿曾沼氏は下野阿曾沼より安芸

に西遷し安南郡周辺に勢力を培い成長した国衆で、早くから毛利氏に属した。佐波氏は尼子氏の旧臣で石見邑知郡を本領とする外様家臣で弘治二年に服属した。三〇〇〇〇～四〇〇〇〇石台の者四人

は天野・村上・成村氏の国衆三人と外様の冷泉氏からなる。天野氏は安芸の国衆、村上氏は瀬戸内海の制海権を掌握していた三島海賊の総帥、成村氏については明らかでないが、備中の河上郡に全所領が集中していること、毛利氏の防長移封に従っていないことからみて、備中に本拠をおく豪族と思われる。冷泉氏は大内氏

の分流で毛利氏の防長経略の過程で服属した。二〇〇〇〇～三〇〇〇〇石層は口羽・渡辺・三尾・児玉の譜代、和智・市川の国衆、内藤の外様の七人からなる。和智氏は武蔵広沢郷から西遷した備後の国衆、市川氏は吉川氏の庶流で元春の吉川家相続後改姓したものである。内藤氏は大内氏の老臣内藤興盛の系統で、弘治三年毛利氏に攻略されてのち次男隆春が元就の承認で家督を継承したものである。なお、三尾氏は有力譜代家臣井原氏が在地名によって一時的

に改姓したものである。一〇〇〇〇石台のものについては省略するが、新参者とした北条・柳沢両氏について簡単に触れておきたい。北条氏は小田原後北条氏の一族で、天正一八年滅亡後に秀吉から預けられたもの。柳沢氏は足利義昭の旧臣で備後鞆に来住してのち毛利氏に出仕して家臣化した。この両氏は天正期に入っ

からの異質な服属形態であるので仮に新参者としたが、性格から言えば外様家臣の範疇に入るものである。

以上の第5表の分析を通じて明らかにされる特色は、(1)二〇〇〇〇～五〇〇〇〇石層は極めて分散的で大多数の者が一〇〇〇〇～二〇〇〇〇石層に集中していること（七六・三％）、(2)さらにこの層のうちで譜代・外様家臣が七一・一％の高い集中度を示していること、(3)一〇〇〇〇～二〇〇〇〇石層では国衆といっても殆んどの者が分家であり、本領地を収公されて新恩による給地を宛行なわれ（つまり、安堵知行から宛行知行への変化）、他領に転出させられて本家との関係を切断されると同時にその在地性を否定されていること、などの諸点であろう。要するに、家臣団として把握することに成功したこの層を要職に起用して大名権力の行使を代行させることによって家臣団の統制・強化を図ると共に、毛利氏の領国支配を円滑に行なわんとしたのである。この傾向は階層が下るにつれて一層顕著なものになってくる。

これを五〇〇〇〇～一〇〇〇〇石層についてみると、大部分の者が分家であり、実際には本家との関係を切断されて在地性を否定され、毛利氏に吸収されて譜代に近い性格に変えられているのである。その方法は嘗て毛利氏が宗家に対抗し得る勢力をもつ庶家を去勢するために各庶家の分家や被官を吸収して譜代化していった方法

と同じものである。要するに、各家臣の分家を吸収してその本来関係を稀薄化せしめ、一族としての結束を弱めんとしたのである。一般的にいつて、この五〇〇〇～一〇〇〇石層は大名領主に絶対的忠誠を誓うことによって本領安堵や新恩給知を受けると共に、要路に登場する権利を与えられたのである。一〇〇〇～五〇〇石層についても同様なことが言える。この一〇〇〇～一〇〇〇石の階層が毛利氏の家臣団構成の中核をなしていたのである。つまり、次にみる一〇〇石未満の家臣団が毛利氏の軍事力構成の主要分子となったのと同様に、戦国大名としての毛利氏の領国支配の重要な役割を担っていたのである。

第6表は一〇〇石未満の者をさらに四階層に細分して示したものであるが、この表から明らかにされる特色は、一〇〇～三〇〇石に四四・九%という高い集中度を示し、三〇〇石以下ともなると実に六四・四%の集中度を示していることである。全家臣の七一・八%を占めるこの階層の者殆んどが分家ないしは新規取立であることからも、大名領主への強い隸属性が窺われる。毛利氏はこの階層を主要な戦闘員として軍事力の中核に据え、これを幾組かに分けて編成し、

第 6 表

知行高	人数
50～99	274
30～49	267
10～29	683
10石以下	295
合 計	1,519

その統率者として上級家臣団より数

名を選んで交替制で各組に配置してこれを統率させるという組制度による編成方針で軍事組織を構成していたのである。

以上、「分限帳」の分析を通じて家臣団の構成状況についてみてきたが、この分析から明らかにされたことは、(1)家臣団のうちで重臣と言われる層は一族および完全に掌握することのできなかった一部の有力国衆によって占められており、そのうちの七五%までが一族ないしはそれに準ずる大名権力の直接代行者によって占められていたこと、(2)五〇〇〇～一万石層のうちで国衆と譜代の占める比率は一对一であるが、そのうち要職につくことのできたものは主として譜代層であったこと、(3)五〇〇〇～五〇〇〇石層において譜代の占める割合は圧倒的であり、一〇〇〇～五〇〇〇石層も含めて家臣団構成の中核をなしたこと、(4)一〇〇石未満の者の全家臣に対する割合は七一・八%にも及び、直属家臣団として軍事力の主要な構成分子となったこと、などの諸点である。

① 本節中の家臣の系譜については特に断らない限り、渡辺・瀬川・及川前掲書および関関録・譜録・考証論断によった。

② 「分限帳」には「平賀領」として一万四二五・一石の記載があるが、文禄四年の知行付立起請文には当主元相の知行高一万一千八五四石とあり(平賀家文書二二七・二四七)、安芸賀茂郡において二三九七石の異同がある。文禄四年の給地付立起請文が天正一九年の指出の確認であること、つまり、文禄検地が一部を除いて天正検地の確認にとどま

ったことから判断して、この異同は「分限帳」の「平賀領」という記載形式の中に一族の知行も含まれていたためのものと思われる。

③ のちに三沢氏は支藩長府毛利家の家老として随従する（『秀元様御家中分限帳』、「三沢家譜」）。

④ 藤井駿「備中守護の細川氏について」（『岡山大学法文学部学術紀要』10）。

四

このようにして構成されていた家臣団がどのように活用されていたかを、領国支配政策との関連で具体的に検討してみよう。

第7表は「分限帳」の記載総高七六万〇九六〇石の内訳を示したものである。蔵入・給領の関係は後にみることにして、はじめに寺社領および地方関係の記載について簡単にみておこう。

まず、寺社領についてみると、この表で注目されるのは、寺社領、ことに寺領が意外に多い点である。天正一九年に秀吉から認められた寺社領高二万石分（知行目録一一二万石の一・八%）を遙かに上廻っており、「分限帳」では寺社領高合わせて四万石で五・三%にも及んでいるが、これは寺社に対してその特権を容認したことを意味するものではない。「輝元次第仁可立置支配、不入寺社之儀、其方次第可乗破事」という秀吉の権力を背景に、世界的な残存勢力の一たる寺社の特権否定の方向が打ち出され、そ

第 7 表

内訳	蔵入地	給領地	お領	加地	衆地	女領	房地	衆地	寺領	社領	地方関係地	知行地	合計	比率
安芸	14,137	119,565	217	1,700	4,917	2,653	3,092	146,281	19.2%					
備後	8,583	93,937	126	1,458	2,012	818	1,739	108,673	14.3					
周防	8,014	97,163	777	1,356	10,440	2,636	1,830	122,216	16.1					
長門	6,837	88,729	159	1,600	5,537	4,953	306	108,121	14.2					
石見	24,035	48,956	218	271	279	469	257	74,485	9.8					
出雲	10,961	86,721	210	1,318	1,418	4,128	887	105,643	13.9					
隠岐	?	?	?	?	?	?	?	?	?					
伯耆	36,660	0	0	0	0	0	0	36,660	4.8					
備前	3,057	54,726	100	200	81	626	91	58,881	7.7					
合計	112,284	589,797	1,807	7,903	24,684	16,283	8,202	760,960						
比率	14.8%	77.5%	0.3%	1.0%	3.2%	2.1%	1.1%							100%

れに基づいて一部の寺社に対して本領安堵を認めた外は、本領地を収公してのちに改めてその一部を安堵すると共に、新恩による替地を与えてその特権を否定し去らんとしている方向がはっきりと認められる。寺社領の分布状況についてみると、安芸・周防・長門に寺領、安芸・周防・長門・出雲に社領が多いのが注目される。これは安芸の安国寺・満願寺・洞春

第 8 表

寺社数 所持高	寺 院	神 社	合 計
1,000石以上	5	3	8
500～999	5	3	8
300～499	7	9	16
100～299	31	18	49
50～99	35	17	52
10～49	114	101	215
10石以下	151	210	361
合 計	348	361	709

的に多く、全体の九九・八%にも及び、寺領の場合二か所以上にわたって所領をもつ寺院もかなりあり、一か所への集中度も八四%と社領に比べて少し下廻る。寺社領に共通して言えることは、一般的に五〇石以下、と

寺・興禪寺・妙寿寺・厳島社、周防の興隆寺・東大寺領・国分寺・常栄寺・香積寺・天満宮・多賀社、長門の大寧寺・住吉社・忌宮社・龜山社、出雲の杵築社・日御崎社などの伝統的寺社や毛利氏庇護の新興有力寺社があったためであるが、その殆んどのものが本領地を縮小されたり、所領を新恩給知の替地によって数か所に分散させられて勢力の弱体化が図られている。この中で出雲杵築社国造の千家・北島両家が夫々一〇〇〇石以上を安堵されて出雲の全社領の過半を占めていることは特異な事例として注目される。また、石見に寺社領が少ないのは、後述するように第三期の統一過程で領主権力が領内一円に強く滲透していたためと思われる。第7表のうち、社領は一社一か所、つまり本領の事例が圧倒的に多く、全体の九九・八%にも及び、寺領の場合二か所以上にわたって所領をもつ寺院もかなりあり、一か所への集中度も八四%と社領に比べて少し下廻る。寺社領に共通して言えることは、一般的に五〇石以下、と

くに一〇石前後のものが圧倒的に多いことである。

第8表は寺社領を所持高によって分類したものであるが、この表から全体の八一・二%が五〇石未満に集中していることが明らかにされる。寺社領についての個別具体的な分析は省略するが、結論的には、天正末期段階において大名領主権の滲透を妨げる程に強い夾雑権力は全くみうけられなかったということである。つまり、有力寺社に対

第 9 表

内訳 国名	散	使	公	文	番	匠	大	工	鍛	冶	小	者	中	間	下	分	合 計
安 芸	71	0	20	4	2	21	350	183	651								
備 後	16	0	10	7	7	5	206	28	279								
周 防	30	3	21	4	3	29	114	94	298								
長 門	1	7	16	6	1	0	0	11	42								
石 見	0	0	3	0	0	10	2	0	15								
出 雲	0	0	4	0	2	0	211	1	218								
隠 岐	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
伯 耆	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
備 中	0	0	5	0	2	0	0	16	23								
合 計	118	10	79	21	17	65	883	333	1,526								

第 10 表

内訳 石高	散 使	公 文	番 匠	大 工	鍛 冶	小 者	中 間	下 分	合 計
50～99	0	0	0	0	0	1	0	0	1
30～49	0	0	1	0	0	1	0	18	20
10～29	1	0	36	5	10	12	3	31	98
1～9	85	9	42	15	6	50	878	261	1,346
1石以下	32	1	0	1	1	1	2	23	61
合 計	118	10	79	21	17	65	883	333	1,526

しても特権の容認ではなく、領主個人の意志から出た信仰に基づく優遇・保護が主体をなすものへと変化していったのである。

次に地方関係その他の記載についてみよう。

第9・10表は第1・7表に基づいてその内訳を国別・石高別に具体的に示したものである。第9表で注目されることは、(1)隠岐・伯耆に全く記載がみられないこと、(2)番匠・中間が比較的分散して存在しているのに対し、散使・公文は芸備防長四か国にしかみられないこと、(3)下分のうち肝煎・目代は芸備防長の四か国に集中し、僅かに備中の公領一六人分（肝煎）の一括記載および出雲に一例みられるだけであること、(4)下分のうち船頭・水夫は毛利水軍の中心地

たる瀬戸内の安芸佐西・安南郡および周防都濃郡にしかみられないこと、などの諸点である。また、第10表からこれらのものが主として一〇石未満に集中し、全体の九三・三%を占めていることが明らかにされる。以上のことから、毛利氏の領国支配の貫徹度に強弱の差があったことが知られよう。即ち、比較的早く統一を完了した芸備防長四か国では軍事的支配から政治的支配へと領国支配が進展していき、地方支配機構に至るまで整備され始めていたのである。

以上、寺社領および地方関係その他の記載について簡単にみてきたが、次に領国支配の進展状況について毛利氏の基本方針を家臣団の活用状況と関連させ乍ら国別に具体的に検討していこう。

〔1〕芸備両国の支配状況

この両国は第一段階において統一を完了したものであり、この段階ではまだ盟約的關係による服属者が多く、そのため元就も無理な統合は避けていたようで、有力国衆に対しては厚遇を以て報いている。一方、国衆の方でも毛利氏の勢力が強化されていくにつれて、叛服の愚を避けて家臣化する傾向をみせ始め、領国支配は進展して不完全ながらも貫徹していくようになる。

まず安芸についてみよう。

第 11 表

国名	総記載高(A)	蔵入(B) (%)	給領(C) (%)	$\left(\frac{B}{B+C}\right) \times 100$	$\left(\frac{C}{B+C}\right) \times 100$
安芸	146,281	14,137 (9.7)	119,565 (81.7)	10.6	89.4
備後	108,673	8,583 (7.9)	93,937 (86.4)	8.4	91.6
周防	122,216	8,014 (6.6)	97,163 (79.5)	7.6	92.4
長門	108,121	6,837 (6.3)	88,729 (82.1)	7.2	92.8
石見	74,485	24,035 (32.3)	48,956 (65.8)	32.9	67.1
出雲	105,643	10,961 (10.4)	86,721 (82.1)	11.2	88.8
隠岐	?	?	?	?	?
伯耆	36,660	36,660 (100.0)	0 (0.0)	100.0	0.0
備中	58,881	3,057 (5.2)	54,726 (92.9)	5.3	94.7

第11表は全領国の蔵入・

給領の比率を示したもので

あるが、安芸の場合について

みると、両者の比率は一

〇・六％、八九・四％とな

り、さらに安芸の全記載高

に対して蔵入は九・七％と

なる。毛利氏の本拠地であ

りながら蔵入地の占める割

合は余り多くないようであ

るが、これは国衆に対して

徹底的な弾圧策をとらずに

妥協して本領安堵という形

で厚遇していたことと、毛

利氏の本領地たる高田郡の

殆んどを譜代家臣に分与し

たための現象であり、その

中にも一族および有力譜代

家臣を巧みに分散配置して

国衆に対する備えを固める

と共に、蔵入地を新ら

たに建設した城下町広

島周辺の安南・佐東・

賀茂・安芸の各郡に集

中して要地を抑え、軍

事的支配の段階から政

治的支配にまで高めて

いったのである。

第12表は安芸国内に

知行地をもつ有力家臣

一〇名について示したものであるが、その配置状況を具体的に検

討してみると、毛利氏が安芸の支配を如何に重視していたかが明

らかにされる。即ち、蔵入地を城下町周辺の要地に重点的に設定

し、吉川広家を広島北部山県郡に配して北辺に備え、小早川隆景

に豊田・佐東・賀茂・安南郡などの東辺を与えて瀬戸内の制海権

を掌握し、同時に安芸の熊谷・平賀・阿曾沼、備後の山内・三吉

氏の牽制にあて、その他一族の元清に広島西の西佐郡から隣接

する周防の諸郡を与えて西方の防備に当らせ、元政を賀茂郡から

石見国に配して吉川広家と共に山陰の防禦を固め、元康・秀包を

備後に配して小早川隆景と共に備後・安芸の国衆の押えにあて、

第 12 表

人 名	知行高	総知行高	系譜
小早川隆景	38,168	48,079	一族
平賀元統	12,524	14,251	国衆
安戸元豊	6,493	25,124	国衆
熊谷豊前	5,682	7,590	国衆
吉川広家	5,058	36,565	一族
(毛利)元政	4,008	15,489	一族
(毛利)元清	3,360	13,759	一族
阿曾沼豊	3,360	4,813	国衆
(吉川)元氏	2,135	10,372	一族
福原式部	1,895	5,631	譜代

第 13 表

給 人 名	総知行高	知行高内訳	知 行 地
熊 谷 豊 前	7,589・5・6・6	4,190・3・2・0 211・7・5・0 1,279・5・6・0 1,257・6・3・7 181・9・8・1 34・6・9・0 433・6・2・8	安芸 安北部 〃 安南部 〃 佐西部 周防 玖珂郡 〃 都濃郡 〃 熊毛郡 備後 神石郡
熊谷七郎衛門	1,398・0・6・0	1,398・0・6・0	出雲 飯石郡
熊 谷 玄 番	759・5・2・4	231・5・9・5 100・2・2・2 184・8・8・7 242・8・2・0	安芸 山県郡 石見 邑知郡 周防 熊毛郡 備後 神石郡
熊谷与右衛門	758・2・9・4	446・8・7・6 110・5・9・1 200・8・2・7	出雲 神門郡 周防 玖珂郡 安芸 佐西部
熊 谷 吉 郎	300・9・0・8	200・0・7・8 100・8・3・0	出雲 神門郡 備後 神石郡
熊谷九右衛門	300・6・4・2	300・6・4・2	備後 芦田郡
熊谷清左衛門	102・7・9・3	65・6・6・2 20・0・0・4 1・3・7・0 15・7・5・7	周防 都濃郡 安芸 佐西部 長門 豊西部 備後 神怒郡
熊谷四郎兵衛	75・5・8・4	19・6・1・6 3・8・6・6 43・3・7・0 8・7・3・2	安芸 山県郡 〃 賀茂郡 備後 芦田郡 周防 都濃郡
熊 谷 左 馬 助	39・2・2・6	4・5・9・4 34・6・3・2	(記載ナシ) (〃)
熊谷二郎左衛門	19・8・5・0	2・6・0・0 13・0・4・0 4・2・1・0	安芸 高田郡 〃 山県郡 〃 加茂郡
熊谷与三左衛門	27・4・0・9	27・4・0・9	安芸 山県郡
熊 谷 木 工 助	12・7・3・0	12・7・3・0	安芸 山県郡
熊 谷 神 四 郎	12・3・9・0	12・3・9・0	安芸 高田郡
熊 谷 市 之 助	3・3・0・0	3・3・0・0	安芸 佐西部
熊 谷 藤 兵 衛	4・8・3・9	2・6・1・4 2・2・2・2	安芸 佐西部 〃 山県郡

併せて山陽道の経路にあてている。さらに、元氏を長門に配し、
 安戸元統を安芸の北部から出雲・備中に分散配置して万全の策を
 講ずると共に有力な譜代や統制に成功した外様を要地に配して国
 衆間の連絡を切断し、単独では謀叛を起すことのできないように
 徹底的に牽制したのである。このように国衆に対して徹底的な牽
 制を行なうと共に、他方では彼らを厚遇して謀叛の危険性を未然

に防ぎ家臣化させようとつとめたのである。この方向は軍事的支
 配の色彩を濃く残しながらも政治的支配へと進展しつつあること
 を示すものであると言えよう。因みに一族をも加えた知行高と給
 領地を比較してみると一対一の割合になるが、このことにも領国
 内の夾雑権力排除の方向がはつきりと示されている。また一方で
 は、大名権力が強化されていくにつれて、家臣は漸次本領を収公

第 14 表

給 人 名	總知行高	知行高内訳	知 行 地
天野五郎右衛門	7,140・9・5・5	5,595・2・3・2 351・0・9・4 1,194・6・2・9	備中 上房郡 〃 賀陽郡 安芸 賀茂郡
天 野 新 兵 衛	3,283・1・8・2	3,283・1・8・2	備後 怒歌郡
天野九郎左衛門	1,018・4・1・3	312・1・0・2 94・1・7・4 327・8・1・5 159・4・0・0 50・0・1・6 74・9・0・6	安芸 賀茂郡 〃 高田郡 出雲 出東郡 〃 秋鹿郡 〃 神門郡 備後 芦田郡
天野二郎右衛門	792・9・5・6	638・2・2・1 144・7・3・5	安芸 賀茂郡 備後 恵蘇郡
天 野 吉 藏	486・6・2・2	486・3・2・2	周防 玖珂郡
天 野 九 兵 衛	309・2・9・0	309・2・9・0	出雲 出東郡
天野新左衛門	31・2・0・3	31・2・0・3	長門 阿武郡
天野助右衛門	15・0・5・1	15・0・5・1	長門 大津郡
天 野 平 兵 衛	12・3・4・0	8・3・7・0 3・9・7・0	安芸 山県郡 周防 都濃郡
天野仁右衛門	13・6・6・0	6・3・2・9 7・3・4・0	安芸 山県郡 周防 都濃郡
天野二郎兵衛	3・6・5・0	3・6・5・0	備後 神石郡

されて新恩による宛知行へと知行形態の変更を余儀なくされ、土地に対する従来の諸権利を否定されて次第に在地性を喪失していくようになってくる。二・三具体的な事例をあげよう。

第13表は熊谷氏関係の知行分布状況について示したものであるが、惣領豊前元直に対しては本領安堵、その他の殆んどが本領を収公されて他領に転出させられている。しかも、豊前元直の知行

も全本領の安堵ではなく、一部を収公して代地に周防・備後などを与えられたものである。

このような本領の安堵と一部収公による去勢化の方法は有力国衆に対してとられた一般的な傾向であったが、また一方では国衆に対しても安堵知行を否定して宛知行を強行する事例もみられた。

第14表は天野氏関係の知行分布状況について示したものであるが、この表からも明らかなように、惣領五郎右衛門以下殆んどのが者が備中・備後・出雲・周防などに所領を分散させられて去勢されている。天野氏がこのように去勢されたのは、永禄一二年に元就七男元政が天野家に入って本家を相続し、天野氏から本領を取めたためである。同様なことは元春の吉川家相続、隆景の小早川家、元清の備中穂田家、元秋の周防相杜家、元俱の石見出羽家相続などにも言える。

このような国衆に対する一族間の分断策は、かつて毛利氏が庶家を統制するために、その分家を宗家に出仕させて譜代として活用し家臣化していた方法と同じものである。そこには国衆統制の

第 15 表

給 人 名	知行高	総知行高	系譜
(毛 利)元 康	15,735	23,829	一族
山内少輔四郎	6,747	6,747	国衆
三 吉 領	6,102	6,102	国衆
佐波又左衛門	3,467	4,366	外様
天野新兵衛	3,283	3,283	国衆
小早川秀包	2,777	5,040	一族
和智少兵衛	2,674	2,927	国衆
林 志 摩	1,956	1,993	譜代
福原式部	1,569	5,630	譜代
安 戸 元 統	1,116	25,124	国衆

ために惣領家と庶子家の関係の切断を企てた巧妙な統制策が窺われて誠に興味深いものがある。この国衆の惣領家と庶家の結合関係の切断が、国衆の去勢化にとって如何に有効な手段であったかは、以後の国衆の零落化、つまり領主への服従の過程に顕著に現われてくる。

安堵知行から宛知行への進展は、単に家臣の土地支配権の弱体化のみならず、一族間の緊密な関係を切断し、国衆のもつ諸権利の否定を結果した。そのことに大きな意義が存在するのである。次に、安芸について早くから毛利氏の勢力が及んだ備後についてみよう。

備後では前代以来の旧族土豪による分立支配が続いていたのであるが、元就時代の天文段階までにその大半を撃破して、蔵入地の設定、一族・譜代の移駐と知行地の配賦を行なうて山内・三吉・和智氏などの有力国衆の統

第 16 表

給 人 名	総知行高	知行高内訳	知 行 地
山内少輔四郎	6,747・3・4・0	3,651・9・4・0 3,090・0・4・0	備後 惠蘇郡 三上郡
山内又左衛門	124・3・8・9	124・3・8・9	長門 豊西郡
山内四郎兵衛	15・3・4・3	15・3・4・3	周防 佐波郡
山内善右衛門	12・5・0・0	12・5・0・0	長門 豊東郡
山 内 玄 古	11・0・5・7	11・0・5・7	長門 美禰郡
山 内 又 次 郎	3・3・2・0	3・3・2・0	周防 佐波郡

制に意を注ぎ始める。さらに天正期に入ると、有力国衆の優遇策と統制策を併行して行なったため次第に国衆も抑制されていき、領国支配も進展して政治支配へと推し進められていったようである。

第11表から備後の蔵入・給領の割合についてみると、八・四％、九一・六％となり、さらに備後の全記載高に対して蔵入は七・九

％となる。一族の知行地を含めても二五％にしかならず、安芸に比べてやや少ないようであるが、これは備後内に有力国衆が少なく、その国衆に対しては本領安堵で優遇したことから、一方では、安芸から小早川隆景、備後内で元康・秀包・林志摩・福原式部・安戸元統などの一族・譜代に知行地を与えて国衆間の連絡を切断し、牽制させたための

第 17 表

給 人 名	総知行高	知行高内訳	知 行 地
三 吉 領	6,101・7・4・0	4,838・8・9・5 1,262・8・4・5	備後 三吉郡 々 恵蘇郡
三 吉 庄 六	172・6・1・5	30・1・2・4 54・6・7・5 87・8・1・6	安芸 高田郡 石見 那賀郡 周防 都濃郡
三吉三右衛門	16・8・6・1	16・8・6・1	周防 都濃郡

ものである。

第15表は備後内に知行地をもつ有力家臣一〇名について示したものであるが、この表からも明らかなように、備後内に本拠をもつ国衆は山内・三吉・和智氏くらいであり、その何れもが惣領家の本領安堵、庶家の宛行知行による他領転出で一族間の関係が完全に切断されているので（第16・17表）、蔵入地の少ないことは毛利氏の領国支配の上でさして問題にならない。

〔Ⅱ〕防長兩國の支配状況

毛利氏の防長経略は第二段階の弘治元々三年にかけて行なわれ、隆元が永禄五年に周防、同六年に長門の守護職に補任され、さらに同一二年の大内輝弘の乱の鎮圧を経て領国支配は円滑に進捗していき、夾雑権力は一掃されていた。天正期に入ると、毛利氏の直屬家臣団の移駐、知行の配分、蔵入地の設定などが本格的に

第 18 表

給 人 名	知行高	総知行高	系譜
三 浦 兵 庫	14,877	16,689	外様
小 早 川 隆 景	8,931	48,079	一族
堅 田 兵 部	5,928	7,438	譜代
(毛 利)元 清	5,378	13,759	一族
内 藤 隆 兵衛	2,631	2,631	外様
三 尾 四 郎 兵衛	1,916	2,236	譜代
熊 谷 豊 前	1,484	7,590	国衆
佐 世 石 見 守	1,392	1,392	外様
児 玉 仁 左 衛門	1,337	2,041	譜代
福 原 式 部	1,216	5,631	譜代
(毛 利)元 政	1,013	15,489	一族

行なわれて直接支配もすっきりした形をとるようになってくる。

第11表から兩國の蔵入地についてみると、周防七・六%、長門七・二%となり、さらに全記載高に対しては周防の六・六%、長門の六・三%となる。直接支配の強度に及んだ地域としては些か少ないようであるが、これは大名権力の滲透を妨げる程の対立権力が存在しなかったことと、始めての征服地であることからその支配を慎重に考えて一族・譜代などを派遣して大名領主権の代行を命じたためである。

第18表は周防国内に知行地をもつ有力家臣一名について示したものであるが、本拠地安芸の近接点たることを考慮したものか、

隆景・元清の一族および堅田・三尾（井原）・児玉・福原氏などの譜代家臣を配し、さらに輝元の寵臣三浦元忠に（吉川）元氏の旧領を与えて備えを固め、領国支配の貫徹を図っている。

第 19 表

給 人 名	知行高	総知行高	系譜
三 沢 撰 津	10,000	10,000	国衆
吉 見 次 郎 兵衛氏	8,125	15,451	国衆
(吉 川) 元 氏	7,005	10,372	一族
宍 道 五 郎 兵衛	6,175	6,175	外様
内 藤 将 右 衛門	5,411	54,11	譜代
村 上 掃 部	3,808	3,808	国衆
三 刀 屋 四 郎 兵衛	1,800	1,800	外様
(毛 利) 元 清	1,522	13,759	一族
三 浦 兵 庫	1,327	16,689	外様
小 早 川 秀 包	1,298	5,040	一族

第19表は長門の場合について示したものであるが、周防の場合と同様な措置をとっており、元氏・元清・秀包の一族および三浦・村上・内藤・宍道氏などを配して万全を期している。

この両表の中で注目

させ、そのあとに新たに山陰の尼子系の旧臣を本領から転出させて両者の土地支配権の喪失を図っている点である。例えば冷泉氏を出雲に、梶杜氏を備中・備後に転出させ、新たに三沢・宍道・三刀屋氏を出雲から長門に、佐世氏を出雲から周防に移住させて相互に勢力の弱体化を図っている。このように天正段階に入ってくると、各豪族間の知行入替による在地性の否定、それに伴う大名領主権の強化がはっきりと打出されてくるのである。

〔Ⅲ〕石見・出雲の支配状況

毛利氏の勢力が石見・出雲に及ぶようになるのは、永禄九年に尼子氏を出雲富田城に破ってからのことである。石見は弘治三年に防長を経略してのち侵攻を開始して永禄五年に統一を完了しているが、まだ尼子氏の勢力も残存していて完全なものとは言えなかった。尼子氏の滅亡以前に石見の益田・吉見氏、出雲の佐世・宍道氏など個人的に毛利氏の麾下に参じたものもいたが、大勢としてはまだ混沌としていたのであり、領国支配が成立するのは元龜(天正年間以降のことである。

される点は、防長両国に本拠をもつ有力家臣のうちで本領を安堵されているものは僅かに周防の内藤隆春、長門の吉見次郎兵衛の二人にすぎないことである。内藤隆春は弘治三年に元就の承認で家督を継承したもので、本領安堵というものの既に去勢されており、対立権力とはみなし難い。一方、吉見氏の場合は純然たる本領安堵であり、唯一の対立権力であったが、石見方面から益田氏、長門では三浦・宍道・内藤・村上氏に囲まれて徹底的に牽制されていた。

第11表から石見の歳入・給領の割合についてみると三二・九%、六七・一%となり、さらに石見の全記載高に対して歳入は三二・三%となる。このことから他の領国に比べて毛利氏の大名権力

第 20 表

給 人 名	知行高	総知行高	系譜
益田又兵衛	12,502	12,502	国衆
(毛利)元政	10,468	15,489	一族
吉見次郎兵衛	7,325	15,451	国衆
(吉川)元氏	1,231	10,372	一族
口羽善九郎	1,222	4,400	譜代
(尼子)友林	1,130	1,130	外様
宮瀬兵衛	1,032	1,032	国衆
周布領	1,000	1,000	外様
口羽十郎兵衛	880	2,931	譜代
祖式次郎右衛門	870	1,694	外様

が強くおよんでいたことが知られよう。これは石見の豪族が比較的に早くから服属していたために思いきった措置をとることができたからに外ならない。

第20表は石見における有力家臣一〇名について示したものである

が、吉見氏を除いては大名権力の滲透を妨げる程のもののみうけられない。吉見氏も周辺を毛利氏の一族および譜代家臣に取りこまれ、さらに北辺から益田氏に牽制されて孤立化していた。友林は尼子義久の法体名で、毛利氏に服してのち出雲から転出させられたものである。宮氏は備後の国衆で石見に転出させられたものであり、周布・祖式氏は益田氏の庶流で本領を安堵されているが、対立権力と考えることはできない。両口羽氏は毛利氏の庶家坂氏の分流で早くから毛利家に吸収されて譜代化した有力家臣である。

一方、出雲に対しては、尼子氏の滅亡後に吉川元春以下の一族・

第 21 表

給 人 名	知行高	総知行高	系譜
吉川 広 家	29,926	36,565	一族
宍戸 元 統	5,497	25,124	国衆
冷 泉 民 部	3,585	3,585	外様
(毛利)元康	3,581	23,829	一族
(毛利)元清	2,232	13,759	一族
市川 助 兵 衛	2,135	2,331	国衆
赤 穴 久 内	1,669	1,669	外様
有 地 美 作	1,518	1,518	国衆
杉原将右衛門	1,410	1,410	外様
熊谷七郎右衛門	1,398	1,398	国衆
渡 辺 飛 弾	1,281	2,209	譜代

譜代を派遣して支配下に収め、領国化していったのである。

第11表から出雲の場合についてみると、蔵入・給領の割合は一・二%、八八・八%となり、さらに出雲の全記載高に対して蔵入は一〇・四

%となる。石見に比べると蔵入地は遙かに少ないが、これは次の第21表にみられるように広家に大半の知行を与えたためであり、毛利氏の支配が及ばなかったことを意味するものではない。第21表記載のものの中で本領安堵されているものは赤穴氏だけである。

さきに触れたように、出雲に本拠をもっていた三沢・佐世・宍道・三刀屋氏などの有力豪族の殆んどが本領を収公されて他領に転出させられ、その在地性を剥奪されているが、このことは毛利氏が領知権を確立して家臣団の配置転換を自由に行ない得るようになっていたことを示すものである。つまり、家臣団の統制に強

権を發動し得るまでに大名権力が成長し強化されていたのであり、それは芸備防長諸国の統一過程を通じて培われた自信を示しているものに外ならない。

このように石見・出雲においては既に天正年間には旧勢力が一掃されて、毛利氏の直屬家臣団の移駐、旧族土豪の強制移動の実施、家臣への知行の配分、蔵入地の設定などが円滑に行なわれ、検地も永禄一〇年・天正六年と二回にわたって実施され、大名権力が根深く滲透していったのである。

〔Ⅳ〕備中・隠岐・伯耆の支配状況

毛利氏が備中の経略を開始したのは芸備両国の統一が略々完了した天文年間の後半からである。備中は元龜三年頃までは宇喜多氏との係争地点になっており、その支配も充分に行なわれておらず、間接支配の趣が濃かったようであるが、元龜三年に宇喜多氏が降るに及んでその勢力は備中を越えて備前・美作にまで伸長していった。中国役の結果、天正一三年に秀吉との間に領国協定が成立し、備中高梁川以西、伯耆日野・相見・汗入三郡の領有が確認される。その後、九州役のち天正一五年に備中・伯耆の各半国と備後・伊予の三国を毛利・小早川氏から収めて新たに豊前・筑前・筑後・肥後の四国を与えて九州の取次を任せようとする動

第 22 表

給 人 名	知行高	総知行高	系譜
元 続	10,258	25,124	国衆
戸 衛	6,212	6,592	外様
宋 杜 孫 兵 衛	6,071	6,071	国衆
浅口少輔九郎	5,946	7,141	国衆
天野五郎右衛門	3,451	3,451	国衆
成 村 紀 伊 守	3,022	23,829	一族
(元 利)元 康	2,992	4,400	譜代
口 羽 善 九 郎 衛	1,625	2,931	譜代
口 羽 十 郎 兵 衛	1,560	1,560	国衆
石 賀 孫 兵 衛	1,445	1,445	国衆
赤 木 内 蔵 人	1,439	1,439	国衆
伊 達 三 左 衛 門			

定であったのは当然のことと言えよう。蔵入地の占める割合が五・三％で一族・譜代の知行地を合せても半分に達しなかったのは右のような事情に基づくものである。

第22表は備中に知行地をもつ有力家臣一名について示したものであるが、他の領国に比べての著しい特徴は、備中に本拠をもつ豪族が浅口・成村・石賀・赤木・伊達の五人も占めていることである。これらの国衆に対して、宋戸・梶杜・両口羽氏や一族の元康に知行地を配賦してその牽制にあてているが、どれだけの効果をもっていたかは明らかでない。この表に掲げた者の外にも備中土着の士と思われるものが多数みられ、しかもこれらの者の殆

きが始るが実現に至らず、一九年の秀吉朱印状をもって最終的に領国の東端が決定する。

このような情勢の中で確定した領国であるから、その支配が芸備・防長・石雲の諸国に比べて不安

などが慶長五年の防長移封に随従していないことからみても、恐らく領国一円にわたる支配は貫徹していなかったものと思われる。

隠岐・伯耆の具体的な支配状況については明らかにし得ないが、隠岐が吉川広家の所領であったことからみて、吉川氏の支配下にあり、出雲の中に知行高が加えられていたものと考えられる。

一方、伯耆については「分限帳」に蔵入地三万六六〇石の記載があるだけで、給領地その他についての記載は全くみられないので具体的なことは分らないが、前述の領国確定交渉を通じて伯耆の領有地が日野・相見・汗入三郡に縮少されていく過程で、上表に備えて知行地を収公して公領化していき、一時的に全領蔵入地となって代官支配が行なわれていたことを示しているものだろう。^④

以上の「分限帳」の分析を通じて、毛利氏の家臣団の構成・活用と領国支配の進展状況についてみてきたが、これらのことから毛利氏の領国支配が複雑性を帯び、領主権の滲透度も地域によって強弱の差があったことが明らかにされよう。このように大名領国は形成され乍らもなお一本化しないところに戦国から近世への過渡期の特徴をみることができる。

① 毛利家文書九五七。

② 例えば出雲の日御崎社は毛利・尼千攻防戦の中で尼千氏に通じたため、尼千氏の滅亡後は寺領の大半を没収されて従来の四二三〇余石から四八二石にまで減少した（『島根県史』八）。

③ 毛利家文書九五五。

④ 毛利家文書九五七。吉川家文書一三四四。

⑤ 例えば天正一四年段階では吉川氏関係の知行地が出雲と共に広汎にみられるが（岩国徴古館蔵「藩中諸家古文書集」、『御感次序』、「分限帳」に蔵入以外の記載が全くみられないことは一時的に公領化していたことを示すものであろう。なお、秀吉の朱印知行目録では「伯耆国三郡有次第」広家知行分として認めているが、これは広家が現実に行行していたことを示すものではなく、一時的に収公していたものを広家に還付するように命じたものと解すべきであらうか。いまのところ明らかにし得ない。その後慶長五年の移封時に広家が再び所有していたことからみて、「分限帳」記載の蔵入は一時的なものであり、のちに再び広家に還付したものと解すべきであらう。

（附記）

（山口県文書館）

典拠史料のうち刊本を除いて特に断らなかつたものは、全て山口県文書館所蔵の毛利家文庫および三卿伝収集史料によつた。小稿は一九六〇年に成稿したものに一部加筆したものである。第一原稿の作成に際して友人若林正純君の協力を頂いた。六年の歳月の流れの間に氏は若くして世を去つた。氏の霊前に感謝の念を捧げると共に怠惰を心からお詫びしたい。

fishing villages for about ten years from the second fishery census (1954) to the third fishery census (1963), following the examples of the *Mie* 三重 prefecture and the *Sanriku* 三陸 district, through the statistical disposal of its trend of specialization and industrialization.

Development of Rule by the *Môri* 毛利 Clan and
the Construction of the Retainers Group
at the End of *Tenshō* 天正

by

Tsuneaki Toshioka

This article explains the realities of the developing process of the *Môri* 毛利 clan's rule and the construction and application of the retainers' group, through the analysis of "*Hakkakohu-onjidai-bugencho*" 八箇国御時代分限帳. Direction of establishment of *daimyô* 大名 (feudal lord) lordship was certainly for the unification of the territory, excluding the various mediaeval powers in the territory; to explain this fact, it should be examined that the form of upper vassals' feud with strong residentiary changed from *Ando* 安堵 feud to *Ategai* 宛行 feud, from the dispersive *Irikumi* 入組 government by new *Onkyuchi* 恩給知 to transitional negation of its privilege. In this transition the residentiary of the former lords was denied and *daimyo's* 大名 lordship penetrated into the whole territory; and the trend of the *Mori's* 毛利 unification proceeded to *Aki* 安芸-*Bingo* 備後, *Suô* 周防-*Nagato* 長門, *Iwami* 石見-*Izumo* 出雲, *Okii* 隠岐, *Hôki* 伯耆, and *Bicchû* 備中. As a result of *Sôkoku-kenchi* 惣国検地 which was enforced over the whole territory after *Tensho* 16, eight countries with 1,120,000 *koku* 石 of the clan were authorized by the *Toyotomi* 豊臣 and at last the boundary of its territory was established.